有明工業高等専門学校受託研究取扱規程

昭和５０年１２月１１日
制　　定

（趣旨）

第１条　有明工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては，独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第４７号）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（申込み）

第２条　受託研究等の申込みをしようとする企業等の長（以下「委託者」という。）は、受託研究申込書（別紙様式第１号）を校長に提出するものとする。

２　受託研究を担当する教職員（以下「研究担当者」という。）は、前項の申込書を、委託者からの提出後速やかに所属の長の同意を得たうえで校長に提出するものとする。

（受入れの条件）

第３条　受託研究の受入れの条件は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　受託研究の結果，工業所有権等（特許権，実用新案権，意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利が生じた場合には，これを無償で使用させ，又は譲与することはできない。

(2)　受託研究に要する経費により取得した設備等は，返還しない。

(3)　天災，その他やむを得ない事由により受託研究を中止し，又はその期間を延長する場合においても本校はその責を負わない。

(4)　受託研究に要する経費は，原則として委託者に返還しない。

２　前項に定めるもののほか，校長が必要と認める場合は，別に条件を付すことができる。

３　校長は，第１項第２号に定める条件については，委託者が国の機関若しくは公社，公庫，公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合は，これを付さないことができる。

（受入れの決定）

第４条　受託研究の受入れは，校長が決定するものとする。

２　校長は，前項の決定にあたっては，あらかじめ地域共同テクノセンター研究・産学連携推進室会議の意見を徴するものとする。

（受託研究等の費用）

第５条　受託研究等の費用（以下「受託研究費用」という。）は，謝金，旅費，研究支援者等の人件費，設備費，消耗品費及び光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)並びに受託料とし，受託契約において受託研究費用を定めるものとする。

２　前項の場合において，受託研究等の内容が変更されたときは，受託研究費用を増加又は減少することができる。
３　間接経費は，原則として，直接経費の３０％に相当する額を徴収するものとし，委託者が間接経費の率についてこれと異なる率を定めているときは，機構と別途協議し定めるものとする。ただし，委託者が国（国から補助金等を受け，その再委託又は再々委託により研究を委託する者を含む。）であって，間接経費の率について指定があるときは，この限りでない。
４　前項の規定にかかわらず，次の各号に該当するもののうち，校長が真にやむを得ないと認める場合に限り，直接経費のみを受け入れることができるものとする。
一　委託者が国，特殊法人，認可法人，独立行政法人又は地方公共団体から補助金等を受け，又はその委託により機構に研究を委託する者であって，間接経費が措置されていない場合
二　国立大学法人，大学共同利用機関法人，特殊法人，認可法人，独立行政法人又は地方公共団体であって，財政事情により間接経費が措置されていない場合
三　従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で，継続して受け入れる場合
四　委託者とインターンシップや共同教育等を行う場合に限り，特別な配慮を真に必要とする場合
５　第１項に定める受託料は、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則取扱要領（平成２４年１２月２６日一部改正）第２条第２項に定める額とし、困難度については校長が判断するものとする。なお、委託者が同項但し書きに定める減額を求めた場合については、校長と委託者の間において協議のうえ決定するものとする。

（受入れの通知）
第６条　校長は，受託研究の受入れを決定したときは，直ちに受託研究受入決定通知書（別紙様式第２号）により，契約担当役及び委託者に通知するものとする。

（受託研究契約）
第７条　契約担当役は，前条の通知を受けたときは，直ちに委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。
２　契約担当役は，受託研究契約を締結したときは，校長及び研究担当者にその旨を通知するものとする。

（受託研究費用の納付時期及び方法）
第８条　委託者は，受託研究契約締結後，指定された期日までに当該受託研究費用を納付しなければならない。
２　前項の受託研究費用の納付の方法は，銀行振込みによることを原則とする。
３　第１項の規定は，受託研究契約の変更による受託研究費用の増加等について準用する。

（中止及び延長）
第９条　研究担当者は，当該研究を中止し，又はその期間を延長する必要が生じたときは，直ち

に校長に報告し，その指示を受けるものとする。
２　校長は，前項の報告によりやむを得ないと認めるときは，委託者と協議の上，これを中止し，又はその期間の延長を決定し，その旨を契約担当役に通知するものとする。
３　契約担当役は前項の決定の通知があったときは，契約を解除し，又は変更するものとする。

（その他の経費の負担等）
第１０条　受託者は，受託研究の遂行上必要がある場合は，受託研究に要する経費のほか，薬品，その他の研究材料又は機械，器具等の提供その他必要な協力をするものとする。
２　前項の規定による必要な経費は，委託者が負担するものとする。
３　本校は，委託者が第１項により提供したものについて受託研究の遂行中に生じた損害については，その責を負わないものとする。

（研究完了の手続）
第１１条　研究担当者は，当該研究が完了したときは，受託研究報告書を添えて受託研究完了報告書（別紙様式第３号）を校長に提出しなければならない。
２　校長は，前項の報告を受けたときは，その旨を契約担当役に通知するものとする。
３　契約担当役は，前項の通知を受けたときは，委託者に研究成果報告書を提出しなければならない。

（研究成果の公表）
第１２条　受託研究の成果を公表するときは，校長の承認を得て行うものとする。

附則
この規程は，平成１６年１２月１６日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附則
この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

附則
この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

附則
この規程は，平成２６年４月１日から適用する。

附則
この規程は，平成２８年４月１日から適用する。

附則
この規程は，令和５年９月１４日から施行する。

別紙様式第１号

年　月　日

有明工業高等専門学校長 殿

委託者 住　　所
名　　称
代表者名　　印

受 託 研 究 申 込 書

下記のとおり、受託研究の申込みをします。

記

<table>
<tr><td>研 究 題 目</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>研究の目的</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>研究の内容</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>研 究 期 間</td><td colspan="8">契約締結日から　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>研究実施場所</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">希望研究担当者等</td><td>コース等</td><td colspan="2">職 名</td><td colspan="2">氏 名</td><td colspan="3">役割分担</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">研究に要する経費の負担額
（消費税額を含む）
内訳は別表参照</td><td colspan="2">直接経費</td><td colspan="2">間接経費</td><td colspan="2">受託料</td><td colspan="2">合 計</td></tr>
<tr><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>研究に要する提供設備等</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連　絡　先</td><td>所属</td><td></td><td>担当者</td><td></td><td>電話</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>E-mail</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

※間接経費については、原則直接経費の 30%となっております。なお、間接経費の一部は教育研究事業の推進に充当させていただきます。

【別表】研究経費の内訳

区 分	内　訳	金 額（円）
１）備品費（10 万円以上）		円
２）消耗品費		円
３）旅 費		円
４）謝金・人件費		円
５）その他		円
直接経費 小計(a)		円
間接経費 (b) ※(a)×0.3		円
受託料(c)		円
合計(a)+(b)+(c)		円

※有明高専確認欄

所属長　　（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究担当者　　（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式第２号

受託研究受入決定通知書

年　　月　　日

殿

有明工業高等専門学校長
印

有明工業高等専門学校受託研究取扱規程の定めるところにより、下記のとおり受託研究の受入れを決定しましたので、通知します。

記

１．委託者名

２．研究課題

３．研究目的及び内容

４．受託研究費用　　円（消費税額及び地方消費税額を含む）
（うち直接経費　　円）
（うち間接経費　　円）
（うち受託料　　円）

５．研究完了期限　　契約締結日から　年　月　日までとする

６．研究用資材、器具等の提供

７．研究担当者名

別紙様式第３号

受託研究完了報告書

年　　月　　日

有明工業高等専門学校長殿

研究担当者所属
氏名　　印

下記のとおり受託研究が完了したので報告します。

記

１．研究課題

２．委託者（住所）
（名称）
（代表者氏名）

３．研究期間年月日～年月日

４．研究結果研究成果報告書のとおり

５．その他